

「牧之原市企業立地促進事業費補助金」

市内に土地を取得等して工場等を建設し、新たに従業員を雇用した企業に対し、土地取得費と新規雇用の経費に対し県と連携して補助金を交付し、進出される企業を支援します！

対象業種	製造業等（植物工場含む）、輸送業、研究所等			
交付対象	用地取得費、従業員の新規雇用に対する経費			
交付条件	①用地取得日から3年以内に操業する（未造成5年以内） ②雇用増1人以上※1 ③雇用人数を3年間維持			
適用条件	工場	・用地取得面積1,000㎡以上 ・従業員数10人以上 ・雇用増1人以上※1		
	物流施設	・用地取得面積1,000㎡以上 ・従業員数10人以上 ・雇用増1人以上※1 ・流通加工用設備等の新規設置		
	研究所等 ソフトウェア業	・研究・開発面積200㎡以上 ・研究・開発員数が5人以上 ・雇用増1人以上※1		
補助率等	ふじのくに 707エリア推進 区域内	成長分野※2	・土地取得費の40% ・100万円以内/人（市内在住） ・50万円以内/人（市外在住）	限度額 4億
		その他	・土地取得費の30% ・100万円以内/人（市内在住） ・50万円以内/人（市外在住）	限度額 3億
	一般区域	成長分野※2	・土地取得費の30% ・100万円以内/人（市内在住） ・50万円以内/人（市外在住）	限度額 3億
		その他	・土地取得費の20% ・100万円以内/人（市内在住） ・50万円以内/人（市外在住）	限度額 2億

※1 生産性が10%以上向上する場合はこの限りでない

※2 成長分野の具体例は下表のとおり

分野	具体例
食品	・食料品・清涼飲料水・茶・コーヒーの製造
医薬品・医療器機	・医薬品・医療用機械・医療用品の製造
環境関連	・太陽光発電等の新エネルギー関連機器の製造 ・光・電子技術関連機器・ロボット、航空宇宙関連機器製造

お問合せ先：牧之原市役所 企業立地推進課

Tel: 0548-53-2624 FAX: 0548-52-3772

Email: kisui@city.makinohara.shizuoka.jp

※設備投資に対する補助については、静岡県の「新規産業立地補助金」をご利用できる場合があります。県の補助制度についての詳細は静岡県企業立地推進課（連絡先：Tel054-221-3262）へご相談ください。